

重要事項説明書（訪問看護）

- 1 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能維持回復を図ることを目指し、適切な対応を行う目的として、次に掲げる事業を実施します。

（１）訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成及び利用者その家族への説明や利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

（サービス内容）

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 精神・神経疾患利用者の看護
- ⑨ 療養生活や介護（予防含む）方法の指導・相談業務
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置
- ⑫ 医療連携・介護連携
- ⑬ 内服薬の管理（残薬の確認、情報提供）
- ⑭ ICTを活用した情報共有

（２）訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成

- 2 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供開始に際しては、緊急訪問、24 時間対応のご希望を確認しあらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をお願いします。

- 3 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

- 4 キャンセル料については、利用予定日の前日の営業時間までに申し出があった場合は無料とし、前日の営業終了時間以降のキャンセル申し出については実費相当額を徴収します。

5 サービス料金および利用者負担に関しては別紙にてご説明いたします。

6 事業所の概要

運営 合同会社 もちのき 代表社員 堀越 美香

(1) 事業を行う事業所の名称及び住所

名 称 訪問看護ステーションもちのき

住所 千葉県茂原市早野 3009 番地 明光ビレッジ 101 号室

(2) 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容

① 管理者 看護師 1 名（常勤職員／看護職員と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

② 看護職員 2.5 名以上

看護師 2.5 名以上（常勤） 准看護師 なし（常勤 なし、非常勤 なし）

③ 理療法士 なし（常勤 なし、非常勤 なし）

④ 事務職員 1 名（常勤 1 名 非常勤 0 名） 必要な事務を行う。

(3) 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

② 営業時間 午前 8：30 から午後 17：30 とする。

③ サービス提供時間 午前 9：00 から午後 17：00 とする。

(4) 上記の営業日、営業時間外は、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(5) サービス実施地域

通常の事業の実施地域は、茂原市、長南町、睦沢町、長柄町、長生村とする。

いすみ市、大網白里市、市原市、千葉市緑区、千葉市若葉区、一宮町、白子町、大多喜町は依頼内容、状況により検討する。

7 相談窓口・苦情対応

窓 口 訪問看護ステーションもちのき 担当者 堀越 美香

住 所 千葉県茂原市早野 3009 番地 明光ビレッジ 101 号室 電話番号：0475-47-3818

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用

住所：〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4-3 電話番号：043-254-7428

茂原市 福祉部高齢者福祉課

住所：〒297-8511 茂原市道表1番地 電話番号：0475-20-1610

長南町福祉課

住所：〒297-0192 長生郡長南町長南 2110 電話番号：0475-46-2116

長柄町：健康福祉課

住所：〒297-0298 長生郡長柄町桜谷 712 電話番号：0475-35-2414

睦沢町福祉課

住所：〒299-4492 長生郡睦沢町下之郷 1650-1 電話番号：0475-44-2504

長生村福祉課

住所：〒299-4394 長生郡長生村本郷 1-77 電話番号：0475-32-2112

8 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討するミーティングを定期的に開催するとともに、その結果について周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報させていただきます。

9 緊急時における対応

看護職員は訪問時に利用者様の急変、その他の緊急事態が生じた際は必要に応じ、臨時応急手当を行うとともに、主治医に連絡を行い適切な処置を行います。

10 衛生管理及び感染症対策

- (1) 事業者は職員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所において感染症が発生、または蔓延しないように以下の措置を講じます。
 - ① 感染症予防の為の研修会を2回/年以上開催
 - ② 定期的な会議と訓練を実施

11 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や災害の発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期に業務が再開できるよう計画（以下「業務継続計画」）を策定し、業務計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施。

(3) 事業者は定期的に業務計画を見直し、必要に応じて業務計画の変更を検討。

12 ハラスメント防止対策に関する事項

事業者は適切な訪問看護の提供を確保するために、ハラスメントに該当する行為の無い環境確保と必要な措置を講じます。

ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、関わった看護職員の心身に悪影響を与える。下記のような更衣があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき訪問看護サービスの提供を停止させていただく事もあります。

- (1) 性的な話や必要もなく手を触れるなどのセクシャルハラスメント
- (2) 特定の看護職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力行為
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力行為
- (4) 長時間の電話、看護職員や事業所に対しての理不尽な苦情を申し立てる等の行為

13 職員処遇に関する事項

入職促進に向けた取り組みや両立支援の促進、やりがい・働きがいの醸成、健康管理などに取り組んでいます。

処遇改善の為の加算、ベースアップ評価料に関しては職員の賃金に上乗せさせていただきます。

重要事項について説明を受け同意いたします。

年 月 日

【事業者】 住所 〒297-0037 千葉県茂原市早野 3009 番地 明光ビレッジ 101 号室

訪問看護ステーションもちのき

管理者名 堀越 美香 印

【利用者】 住所

氏名 印 署名代行者氏名 印
続柄 ()